介護職員等処遇改善加算制度に基づく賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

●　入職促進に向けた取組

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

●資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

●両立支援・多様な働き方の推進

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

・有給休暇が取得しやすい環境の整備

●腰痛を含む心身の健康管理

　・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

●生産性向上のための業務改善の取組

・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

●やりがい・働きがいの醸成

　・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供